

介護サービス情報の公表制度の見直し

(福祉長寿局介護指導課)

1. 制度見直しの背景

介護サービス情報の公表制度については、要介護者等の利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、介護サービス事業者に対して情報の報告を法的に義務付けたものであるが、従前より「事業所に対する負担が大きい」や「システムの使い勝手が悪い」等の問題点が指摘されていた。

これら問題点を踏まえて、平成24年4月に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)(以下、「介護保険法等の一部を改正する法律」とする)が施行され、制度が改正されたことを受けて、本県においても制度の運用方針の見直しを行った。

2. 国が示す主な改正内容

	改正前	改正後
報告・公表情報	○基本情報 ○調査情報	○基本情報 ○運営情報(旧調査情報) ○任意報告情報(都道府県が項目を設定した場合)
報告対象サービス	○介護予防サービスを含む50サービス	○介護予防サービスを含む50サービス ※平成24年度から創設された新サービスについては、平成25年度以降に報告対象とする予定
調査	○報告対象サービス事業者の全てについて調査を年1回実施(義務)	○都道府県が必要と認める場合に調査 ※都道府県が定める調査指針、調査計画に基づき実施
手数料	○地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収することが可能(都道府県が条例で規定) ○指定情報公表センター、指定調査機関は、事業者から徴収する手数料を収入とすることが可能(介護保険法に規定)	○地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収することが可能(都道府県が条例で規定) ○指定情報公表センター、指定調査機関の手数料直入規定の廃止 ※手数料を徴収する際は、都道府県の歳入となる
報告免除事業者	○1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所 ※一体的調査サービス区分内において、2つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、1つのサービスが100万円を超えると、100万円以下のサービスについても報告の対象となる。	○1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所 ※一体的調査対象区分は廃止とし、100万円以下のサービスについては報告の対象外となる。
公表システム	○都道府県が公表サーバーを設置し、管理運営 ○支援センター(シルバーサービス振興会)で公表システムを開発し、都道府県に配布	○国において公表サーバーを設置し、一元的に管理運営 ○国において公表システムを開発
報告拒否等への対応	○報告等を命じ、命令に従わない場合には、指定取り消し又は停止	○同左

3. 平成 24 年度以降の運用方針

(1) 本県の運用方針

制度改正の趣旨である「調査の義務化の廃止」と「手数料によらない運営」を踏まえ、本県では、下記のとおり運用することとする。

◎調査と公表に係る手数料は徴収しない。

◎調査については、虚偽の報告などの悪質なものに対して、必要に応じて行う。

(2) 調査に関する指針

調査の実施に当たっては、国が定めたガイドラインを参酌して都道府県が調査指針を策定することとなり、本県では、次の条件に該当する事業所について、介護サービス情報の調査を実施する指針を策定した。

◎報告内容に虚偽が疑われる場合

◎公表内容について利用者等から通報があった場合

◎その他、調査が必要と認められる場合

*手数料の廃止により、調査及び公表事務は県直営で実施する。